

XI 中国における民事判決の強制執行*

ドナルド C. クラーク

(佐藤七重訳)

はじめに

- 一 なぜ裁判所の判決に注目するのか
- 二 強制執行の問題の範囲
- 三 問題の分析
- 四 結論

判決が執行されないならば、法には何の価値もない。——「大衆」⁽¹⁾

はじめに

中国の裁判所による民事および経済紛争の判決がその低い執行率で悩まされているというのが、同国の法律文献の主題になっている。このような認識は真剣に受け取るべきである。1988年の鄭天翔⁽²⁾や、その次の任建新による報告のように、最高人民法院院長が全国人民代表大会への報告にかなりの紙面を割いていることからみても、何か興味深いことが起きているのは明らかである。けれども全ての報告を額面通りに受け取るのは誤りであろう。様々な主張や証言を批判的に検討することで、これまで文献で紹介されてきたものよりさらに鮮明な実像が得られるのである。

裁判所の判決が執行され得るか否かという問題が重要となる理由はたくさんあるが、その中に法システムと経済システムとの結びつきに対する影響がある。法律、裁判所、および裁判所による判決は制度的枠組みの一部

であり、中国における経済改革はその枠組みの中で実行されているのである。明らかに、ゲームのルールは変わり始めている。しかし、統制経済から市場を主とする経済への移行が意味するのは、単なるルール内容の変化以上のものである。法準則の制定とその実現における全く新しい方法を意味しているのである。

この論文で検討するのは、法準則に何らかの意味を与えるある特定の方法についてである。つまり、特定の法準則の実現のため、金銭や物の引渡しに典型的にみられるような、特定の行為の履行を求めている裁判所の判決の執行についてである。裁判所はいかにしてAからBへあるものを移転させるのだろうか。もしも裁判所の判決が執行され得ないとすれば、その判決が実現を期している法準則にはほとんど重要性がないということであり⁽³⁾、これは経済改革のめざす方向にとってきわめて重要な意味をもつ。

この論文の対象でないものについて強調しておくことが肝心である。まず、本論は上で略述したような類型の民事判決だけに限られる。筆者は政府の権威に対する直接的な脅威と認められるものが存在しない案件に注目しようとしているため、刑事上の問題についての判決の執行もしくは行政判決の執行に関する議論は行っていない。次に、執行される判決が下されるまでの過程についても議論しない。中国で権利の実現に関する詳しい説明がなされる場合にはいずれもこの点が重要な部分をなす。権力の劣る当事者は権力のある相手方におびえて訴訟をひかえることもある。いったん訴訟が提起されても、多くの障害によって正しい判決が阻げられる。例えば地方企業保護主義といった、強制執行の面に存する阻害要因——これについてはこの論文でも詳しく述べるつもりであるが——とは別に、こうした障害の中から二つほど示すとすれば、裁判要員の法に関する無知と腐敗墮落をあげることができる⁽⁴⁾。この論文では判決が下された後に起きることを論じる。

一 なぜ裁判所の判決に注目するのか

裁判所に焦点を合わせたのは、コモン・ローの国々の裁判所が享受している権限や権威のようなものを中国の裁判所がもっていると想定したからではない。裁判所の判決やその執行に注目する動機となったのはむしろ、経済改革、法準則、制度三者の独特の関係についてである。

計画中心の経済から市場中心の経済へ推移したことで、これに対応する一連の法制度が必要とされているが、その制度の最も重要な特質は“一般的な適用可能性”である。計画経済の本質は上からの命令に従って生産することである。企業に対する生産命令を意味のあるものにするためには、企業の特長（例えばその生産力）を考慮に入れておかねばならない。一方、競争市場で生産している企業は、その産業部門の全ての企業に共通の一連の制約、例えば価格、需要、環境および労働に関する規制等に従って経営されている。もし中国の法を市場の慣習を支持するために利用するつもりならば、それを多数の経済関係者に公平に適用しなくてはならない。さもなければ、そのシステムは特定の命令とか、その場しのぎの取引といった類いのものに戻ることになるだろう。そもそもそれらの不十分さのために改革運動を行うことになったのである⁽⁵⁾。

一律に適用可能な法準則の体系には、それを執行する職務を引き受けるだけの準備と能力がある機関が必要となる。多くの理由から、中国では裁判所がこの仕事に最も向いている。第一に、制度全体としてではなく、個々の裁判所が、管轄区域の要求を満たしさえすれば、官僚的および地域的境界にまたがる命令を出すだけの権限があると一般にみなされている。湖南省に在職し、その県の人民代表大会により任命された裁判員は、ハルビン市が経営する国有の手工芸品工場に対して、広西の郷鎮が経営する集団所有のジャクダン材供給企業に一定額の金銭を支払うよう法にもとづい

二 強制執行の問題の範囲

“執行難”（判決の強制執行における困難）の問題はこの数年の間、中国の法律関係の出版・報道では目立って扱われるようになっていく。1950年代には苦情の訴えもまばらだったものが⁽⁸⁾、1988年からは全国人民代表大会への最高人民法院の報告の連載記事にまでなっている⁽⁹⁾。実際はどれほどひどいものなのだろうか。この問題に関しては数多くある統計は全く役に立たない。広く文献を調べてみても、明確に定義されたカテゴリーを使った本格的な研究は一つも見つけることができなかった。

1988年の全国人民代表大会への報告の中で、最高人民法院院長の鄭天翔は、1985年および1986年には経済紛争の判決のうち20%が執行されず、1987年は約30%が執行されなかったと述べている⁽¹⁰⁾。他の論者も、民事、経済、刑事および行政事件に関する執行可能な内容の判決のうち、約30%が執行されていないと述べており⁽¹¹⁾、またその数を50%以上と見積もる別の論者もいる⁽¹²⁾。

ここでの統計的な証拠は非常に注意して扱わなければならないものである。第一に、どれだけ執行されれば好ましい比率といえるのかが全く分からない。強制執行の限界費用がほぼ100%近くにまで達したとしても、ある意味では社会的には価値はないかもしれない。第二に、「執行されなかった判決」として示される数の中にはいつもきまって、被告が単なる支払い不能だった事件も含まれている。ビジネスにはリスクが付きものであり、不良債務が生じることもある。債務者が支払い不能であるがために判決の執行ができないのは、裁判所の力や政府の力量には関係ないことである。第三に、多くの理由から、執行が困難だと思える場合には、その判決は被告には全く言渡されないことになっている。裁判員は伝統的に、自らの取り扱い件数の約80%を調停によって処理するよう求められている⁽¹³⁾。

て命じることができた⁽⁶⁾。このような正式な権限は中国では例外的である。共産党も含めて、他にそのような権限を持っている機関はない。1949年以降の中国における伝統的な紛争解決の方法とは、当事者双方に支配権が及ぶ共通の上役を探し出すことであった。しかしこの方法には党派主義と取引という、経済改革が取り除こうとした問題が例外なく含まれていた。

第二に、裁判所によって実現される規範は他の官僚によって実現される規範よりも希薄化されない。あらゆる権威のシステムは、上部で出された政策の下部における正確な実行の保障という問題に直面している。裁判所によって執行された政策が官僚制的に実行された政策に優越する重要な点は、もしそのシステムが正しく作用すれば、政策の決定から実行までの段階の数が最少限度ですむということである。裁判所は関係する政策決定者、例えば中央政府等によって出された政策の原文に直接言及することで、当事者間の紛争を解決することができる。この場合、中央の政策決定者と規制を受ける当事者との間にはたった一つの段階しかない。従って、裁判所が実際に服従を命じたり、一貫した執行を保障するシステムを持つことができるならば、裁判所による法準則の実現には他の官僚制度による実現よりもずっと広い範囲の一律性や一貫性を生み出す可能性がある。

経済発展のためには、財産や契約に関する権利賦与の法準則を首尾一貫実現するシステムが必要だとしばしば考えられている⁽⁷⁾。改革初期のことを知っている人であれば、中国がその後途方もなく発展を遂げてきた現実疑問を呈する人は誰もいないだろう。明確に規定された財産と契約に関する権利——特に所有権——はその通りに実在していると言えるだろうか。所有や契約の権利は、それがどんなに明確に定義されていたとしても、実際のところ確実に実現されているのだろうか。権利に関する裁判所の判決の実現可能性を検討すれば、中国において権利を有することは実際には何を意味するのかについて理解を深めることになるし、財産および契約の権利と経済発展との関係を論ずる上での一助とすることができる。

和解の道を見つけたよう裁判所に圧力をかける政策は、頑固な当事者を有利にするものであり、被告は自発的に遂行する用意のない和解に応ずることを拒否するため、強制執行の割合は不自然に高くなる。さらに、裁判員には執行が困難になると見越した判決は出さないようにする動機がある。彼らは処理した事案の数によって評価されるからである。一つの事件はそれが首尾よく執行されるまでは完了したものとみなされないため、事件がいつまでも長引けば裁判員の記録は悪くなってしまう。そのために執行可能性に関する見通しが執行される判決に影響することになる。ある論説では、95.5%の執行率を達成した地方の裁判所を賞賛して、そこで行われた方法を以下のように説明している。「蓮湖裁判所はまず第一に……事件についての判決を下した場合の執行の問題を考慮し、事件の受理に厳しい規制を設けた〔嚴格把好立案関〕」。⁹⁴ 言い換えれば、もしも裁判所が執行における問題を見越した場合は、原告に有利な判決を出さないことはもちろん、訴えを起こす機会さえ与えないということである。

三 問題の分析

統計の不確実さにもかかわらず、ある重要な問題が存在することは明らかであるように思われる。従ってその問題がなぜ生じたのかを理解することが有益である。紙面が限られているため、以下の議論に深くかわかることは避け、最も重要な点だけを指摘しておきたい。

執行の一般的な問題。強制執行の障害のうちのいくつかは全ての事件に共通のものである。例えば、強制執行に関する一次および二次資料には注目すべき事実が示されている。すなわち、裁判所や他の国家権力の行使者は民事事件において強制的手段を用いることを非常に嫌がり、被告が道徳的にはそれほど悪いわけではないことが明らかな場合は特にそうであると

いう事実である。ある事件では、とある女性の求婚者が、1000元以上もする贈り物の返還を求めているが、それがうまくゆかず失望し、その女性の子供（女性の私生児——訳者）を債務の担保代わりに誘拐した。仲介者や村民委員会および「司法部門」によって子供を返すよう説得する試みが5ヵ月続けられて失敗に終わったのち、とうとう彼は逮捕された⁹⁵。誘拐犯の逮捕でも5ヵ月間もかかったとすれば、単に金を借りた者に強制的手段を科するまでにはどれだけ長くかかるか想像がつくであろう。このように強制的手段をためらう裏側には、むしろ、これは本当は刑法上の誘拐ではないという考え方がある。そうではなくて、これは本質的に家庭内の問題であり、それが一個の悲劇へと発展したものであると考えられている。裁判員の間には、強制的手段は民事事件には絶体になじまない——毛沢東思想の用語でいえば、人民内部の矛盾であり、敵対矛盾ではない——という強い感情がある。

中国の法体系において毛沢東思想の敵対矛盾と内部矛盾という二分法に関するイデオロギ的な争いが続けられていることを軽視してはならない。独裁のような強制は敵に対して用いられるものであり、人民内部では説得や教育が用いられる⁹⁶。ある論者の言葉によれば、「経済事件は人民内部の紛争の範疇に含まれるため通常は説得や教育的手段で解決すべきである」。⁹⁷ これと同じ方針は、被告が履行を拒否した場合の裁判所による判決の強制執行にも用いられる。

「経済紛争は人民内部の矛盾の範疇に属するため、……裁判所が自らの教育的職務を強化し被執行人に対して忍耐強く指導を行いさえすれば、……返済可能な債務者はたいてい態度を改めて自発的に履行するだろう」。⁹⁸

強制的手段をとることについての裁判所のためらいには、判決の執行と

いう事柄が伝統的に裁判所とあまり関係のないものであったという事実が混在している。裁判所の主たる義務は刑事裁判であった。判決の執行は警察・監獄といった他の組織によって掌握されていたため、全く問題にならなかったのである。裁判所や学者は民事事件よりも刑事事件を重視し、また伝統的に手続的な問題よりも実体法の問題を重視し、手続的な問題は法の問題というよりは作風の問題として考えられてきた。民事上の執行はこの両方の面で正当に評価されてこなかったのである。

基層レベルと中級レベルの大多数の裁判所には現在執行に関する特別部門——執行部門または執行廷——が置かれているが²⁹³、それらは厳密に言えば置く必要のないものである。関連する法律では個々の要員を執行業務の担当に配置することだけが必要とされている。執行廷はそれぞれの訴訟事項ごとに事件の審理を担当する他の廷と管理上は対等であり、その要員の官僚としての品級は裁判員と同じである²⁹⁴。しかしながら、そのような意識で働いている者や、特別な法学教育を受けたことがある者は非常にわずかで、執行廷の権威は裁判廷の権威よりも低い²⁹⁵。

裁判所の内部的な組織そのものが優先順位を表わしており、人民法院院長は刑事裁判を、副院長が民事裁判を担当し、副院長の補佐が執行を担当する。裁判委員会が事件について討議する場合は、刑事事件が一番初めに会議事項になる。判決の執行に関する問題は——もしも残り時間があれば——最後に話し合う²⁹⁶。

注目に値するのは、時として原告自身が強制執行を重視しないことがあるということである。補助金を期待する伝統的な国有企業の経営者は最終利益よりも責任の割当てのほうを気に掛ける。債務が回収不能であることを理由とした判決でさえ、収益の不足は自分の落ち度ではないと上役に説明する経営者の目的にかなっているのである。ある弁護士が述べているように、「最終的には自らの正当化が全てなのである」[最后是个交代問題]²⁹⁷。

上述したような裁判所自体の内在的障壁に加えて、有効な執行を妨げる外在的な要因も数多く存在する。その中でも、地方保護主義は文献において飛び抜けて頻繁に言及されている²⁹⁸。それは、A地域の被告よりもB地域の原告に有利な判決の執行をA地域の要員が妨げるということによく示されている。時としてA地域の裁判所が、地元政府の他の機関によって支持されていないと判断して、(原告に)不利な判決を下すこともあるが、それよりもたびたびみられるのは、——地元の裁判所は他所の裁判所に比べて、地元の指導者に歓迎されないような判決は出しそうにないのであるから——判決はB地域の裁判所で下され、B地域の裁判所がそれを直接執行するか、もしくはA地域の地元裁判所に執行を委託するというケースである²⁹⁹。

裁判所が地元の指導者の意に反することを嫌うのは、単に彼らへの漠然とした敬意のためではなく、特有の制度的理由が存在している。つまり、地方裁判員の人事および財政面における同級地方政府への依存が存在するのである。ある論説で述べられているように、「人事、予算、手当、子供の就職、住居および施設にいたるまで、地方の裁判所のあらゆる面が地元の党および政府機関によって支配されており、それは昇任や賞与についても同様である」³⁰⁰。福建省のある裁判員が地元企業に不利な判決の執行をなしたところ、その翌日彼の娘は彼女の雇い主、つまり県によって、小さな島の孤立した職場に移動させられてしまった³⁰¹。

直接執行と委託執行のいずれにもそれぞれ特有の問題がある。直接執行の主要な問題は、他所の裁判所はその判決を執行するために必要な地元の有力者を欠いているということである。地元の警察は協力する気がないであろうし、被告の職場も賃金の差し押えを拒むかもしれない。例えば、深圳のいくつかの銀行には、他所の裁判所による顧客の預金口座の凍結はいかなる場合も深圳裁判所の承認を経ることを必要とする旨の内部文件——もちろんそのような要求は最高人民法院と中国人民銀行が共同で出した規則に

よってはっきりと禁止されているのであるが——が明らかに存在していたし、現在でも存在していると思われる⁹⁴。

委託執行の主な問題点は、委託された裁判所がそのためにさして努力を払わないということである。第一に、上述したような地方保護主義が原因となって、裁判所は協力することを全く望まないことがある。断固たる妨害に直面しては、執行したいと思っている裁判所にも救済手段はほとんどないだろう。ある裁判所は、最高人民法院から執行せよと二度にわたって命令されたにもかかわらず、他所の裁判所による判決の執行に協力することを拒否した⁹⁵。第二に、好意的な裁判所でさえ地元指導者の意思にあえて背くようなことはしないであろう。あるケースでは、好意的といえる人民法院の院長が他所の裁判所に対して、家屋を建築中であり、県政府の感情を害すればそれが完成されなくなってしまうという事情を理解してくれるよう頼んでいる⁹⁶。最後に、敵意を持っているわけでもなく地元政府を恐れているわけでもないという裁判所でも、その裁判所自身の執行問題で苦しんでいる場合は、ただ単に他所の裁判所の判決の執行に資力を費やすのが非常に面倒だと考えることがある。

上述したように、地方司法保護主義の主要な原因は、地方企業の財政的な安寧に対する地方政府の直接的な関心と裁判所の人事や財政に対する地方政府の権力との結合にある。従って、これらの要因が弱かったり、存在しないところでは地方保護主義もそれほど著しくはないと思われる。確かに、インタビューを受けた弁護士や裁判員も言っているように、地方保護主義は中級および高級の裁判所ではほとんど問題にならず、それというのもそれらの裁判所と同級の政府と地元の財政との結びつきは大変希薄だからである⁹⁷。裁判所の地方政府に対する依存が減れば、地方保護主義も減少すると思われる。財政面では、各級の地方政府の代わりに中央から裁判所に資金を提供することでこれを解決できるであろう⁹⁸。現在のところは、中央政府の財源が不足しているため、そのような改革は進んでいない。

人事面においては状況は少し違ってくる。一般原則では、人民法院の院長と副院長は自らの職務を行う義務を同級の人民代表大会——事実上は地元の党組織——に対して負っている。もっとも、1988年末からは黒竜江省、浙江省、福建省および内モンゴル自治区で上級裁判所が下級裁判所に対し任命についてより多く発言できるような小規模な試みが行われてきており⁹⁹、このような改革の広がりや裁判所の地元政府からのより大きな意味での独立を促すであろう。

さしあたり、裁判所にとって最も実行可能性があると思われるのは、他の裁判所との一種の協力のとり決めを実施することである。そのような合意のもとに、それぞれの裁判所が一方の署名者の判決を執行することを約束する。むろん、裁判所はすでに制定法においても、他の裁判所による判決を執行するよう命ぜられており、最高人民法院は互惠の要求の実施を批判してきた¹⁰⁰。それにもかかわらず、そのような合意は存在し、報道機関によって意義深い試みとして賞賛されさえしている¹⁰¹。その一方、その合意は実際には何の法的効力もなく、協力を続けることが自らの利益になると当事者たちが考えているかぎりにおいて存続するだけのものである。

強制執行にとっての外在的な障害の二つめは、被告の支払い不能もしくは解散である。この場合の判決の執行の失敗は、法的救済手段の妥当性とか裁判所の能力といったものとは全く関係がないだろう。世界で最も強固な法体系をもってしても不良債務を防ぐことはできないのである。しかし、支払い不能の企業に対する執行不能が、例えば投資者や行政上の上司のような他の誰かに責任があるのに、その責任を負わせることができないということの意味するとなると、事態は複雑となってくる。もしも何らかの基準によって、他の誰かに責任があるとみなされたとしたら、執行ができないことは重大である。この問題点の検討は重要である。何故なら債務者たる企業の支払い不能や解散が、執行されない判決の中でも非常に大きな割合を占めている——ある概算によると30%から40%¹⁰²——ように思われる

からである。しかしながら、多くの事件では、他の誰かが責任を取るべきなのに、どういうわけかその者は責任を逃れてしまっている。

例えば、十分に資本をかけない「ペーパーカンパニー」〔皮包公司〕によって政府機関がビジネス界に入り、損失がかさみ始めると、債権者を回避するためにそれを営業停止にしてしまうことが時々ある。いくつかの規則によってこの問題に対処する試みがなされており、そこには本来、経営不振になった企業の債務について上級の行政部門および許認可機関に落ち度がある——例えば、不注意に会社の設立を認可する等——場合、それらの部門・機関は債務に対する責任を負うことが規定されている。このような規則にもかかわらず、政府機関は新しい作戦を考え出している。それは、会社を営業停止にして負債をかぶる代わりに、会社を実体的な財産を持たない空っぽの殻のような形式上の存在にしておくのである。会社が存在する以上は、それを認可したものが会社の債務について責任を負うことはない。会社自体は責任を負うが、その債務も経営のために与えられた資産——大部分は失われてしまっているが——以内に制限される。逃げ口実であることが明白であれば行政上の上級機関担当者に債務を負担させることもおそらく可能であるが、上司の債務は規則により依然として予算外の資金〔予算外資金〕までに制限されている。このような資金が十分にあるのかは疑わしい。

強制執行に特有の問題。全ての事件に共通の障害に加えて、執行の可能性は様々な事件に応じて特有の要因によっても影響を受けることがある。これらのなかでも最も重要なのは被告の性質および執行に用いられる方法である。

被告の地位が異なれば執行に対する抵抗力もそれぞれに違うという考えはもともとであるが、資料によっていつでも明確な事情が分かるわけではない。いくつかの資料によると、大型国有企業に対する執行は普通問題に

はならない⁶⁰。大型国有企業は小さな企業に比べて現金が不足するようなことは少ないのである。他方、大型国有企業に資金がない場合、または何か他の理由で支払いをしたくないという場合は、強制執行は非常に困難になる。インタビュー資料や出版物資料から、1992年の時点で（そしておそらく今だに）大型および中型国有企業に対する判決の執行を求められた場合に、裁判所はそれらの企業に対して特別な気遣いをしなければならなかったということは明らかだと思われる⁶¹。特に、債務の返済のために固定資産を差し押えることは事実上禁じられていたし、現在でもおそらく禁じられているであろう⁶²。一般原則としては、裁判所は他の要素をなおざりにしてまで「一方的に」執行に重きを置くことは求められていない。

「経済紛争の解決のために強制的な法的手段を採用する場合、決してその事件を終結させることだけに注意を払ってはならない。それと同時に、社会の統一と安定、社会主義的所有関係の安定、および社会主義経済の発展にも注意を払わなくてはならないのである。』⁶³

実際には、これは「被告の企業を閉鎖し、労働者を路上に投げ出すようなことを意味するような執行はしてはならない」という意味である⁶⁴。

国有企業のなかでも軍によって経営されるものは特に執行に対する抵抗が強い。ある裁判所では軍に対する執行は「不可能」とさえみなされている⁶⁵。裁判所は概して、軍の生産を妨げることを恐れて、その財産に封印をしたり差し押えをしたりすることをためらう。このような事件において裁判所が最も望むことは、その企業の行政上の上級機構に頼ることである⁶⁶。

最後に、執行の対象となる個人について二、三述べておく必要がある。長い間、個人については、その資金や財産が求められているときに、限定的に執行が免除されてきた。1982年の民事訴訟法第171条や1991年の改正

民事訴訟法第222条のみならず、1950年代からの地方裁判所の規則の多くがいずれも、裁判所は判決債務者に自己と扶養家族の生計の手段として十分な資金と財産を残してやらなければならないと規定している。この免除は必ずしも寛大なものとは解釈されていない。1989年に、深圳のある被告が自活し、家族を養うために確保することを許されたのは毎月150元だけであった。これはインフレの著しい時期であれば一日一人あたり2元足らずにしかあたらぬ⁴⁴。

立ち退きに関する判決に服する個人の場合は話が全く異なる。そのような判決はあらゆる判決の中で最も執行が難しいものの一つである⁴⁵。一次および二次資料によれば「強制的手段は、執行債務者が本当は移れる場所があるにもかかわらず今だに移動を拒否している場合に限って用いられる」というのが一致した意見である⁴⁶。ほぼ全ての事件において、行く所のない人は強制執行を免除されている⁴⁷。ある裁判所では、判決にもとづき自らの財産を取り戻そうとしている土地所有者たちに執行難の責任を負わせることさえしている。そのような場合には、「我々裁判所は民事訴訟法第234条5号の事由に従い、執行を中止すべきである」と判決文に記される⁴⁸。法律界はこのような免除を認めることで意見が一致しているが、筆者はそれについての文書上の根拠を、1955年の北京市宣武区基層法院の一連の内部文件以外には見つけることができていない。それは明らかに、皆が「知っているだけ」のものの一つである。

執行可能性は被告によって異なるが、履行を得るために利用される方法によっても異なることがある。人もしくは組織が裁判所の命令に従わない場合、裁判所はどのような強制力をはたらかせるのだろうか。

命令に従うべき個人が被告であるときは、例えば被告の銀行や使用者とは異って、裁判所は行政処罰と刑事処罰の双方を科することができる。しかしこれらの処罰には明確な制定法上の根拠がなければならず、英米法の裁判所と違い、中国の裁判所には一般的な法廷侮辱に対する権限がない。民

事訴訟法第102条では、裁判所の法的効力を生じた判決または裁定の執行を拒否する者は誰であれ（組織の責任者も含む）、裁判所が罰金もしくは15日以下の拘留に処することが許されている。この拘留は本来は行政的なものであると考えられており、いかなる審理も必要とせずに人民法院の院長によって科されるものである。

被告の身体に対してとられる執行措置は、財産に対する場合とは違って、中国では政治的に非常に微妙な問題をなす。中国の法学者や執行担当者たちの間には、共産主義以前の時代とは違い、裁判所は被告の身体に対する執行をしてはならないという信仰箇条がある。1982年の民事訴訟法では、単に被告が判決の執行を拒否しただけで、それ以上のこと、例えば裁判所の要員を殴ったり脅したりするようなことがなければ、拘留の理由にはならないことになっていた。不思議なことに、銀行支配人のような場合は、非当事者であっても、執行の協力を拒否しただけで拘留の理由となったのである⁴⁹。1985年以来権威ある教科書では以下のように説明されている。

「被告を拘留することは、債務の完済という義務を強制的に履行させるためにその者を苦しめることであり、搾取階級が労働者を圧迫するために使った方法である……もしも当事者が執行を拒否するために暴力やそれに類する方法を使わず、単に（自らの義務の）履行を拒むだけであれば、執行員は……その者の身体に対しては強制力を用いることができない。」⁵⁰

学術資料では一貫して、この拘留は判決を執行できないことに対して科されるのではなく、他の何らかの行為に対して科されるのだとみなすことによって、1982年の民事訴訟法における拘留を中華民国法における拘留とは区別していた。1991年の民事訴訟法第102条によりこのような区別の可能性はなくなったようにみえるが、たとえ拘留が法的には可能だとしても、単に判決執行を消極的に拒否するだけなら実際には罰金にとどまるだけで

終わるのが一般的なようである⁵¹⁾。

消極的な拒否は現在少なくとも理論的には行政上の拘留の根拠となるが、単なる履行の拒否がそれだけで刑事上の処罰を正当化するに十分であるかどうかをめぐっては意見の相違がある。刑法（1979年刑法——訳者）第157条では「暴力もしくは脅迫によって国家工作要員の法に従う職務執行を妨げるか、または人民法院のすでに法的効力の生じた判決もしくは裁定の執行を拒む」全ての者に対して、自由刑を含む刑罰を科すことが許されている。^{訳注(1)}あいにく、原文の中国語では「暴力もしくは脅迫によって」の文言が国家工作要員に対する妨害だけでなく判決の執行の拒否にもかかるのかどうかという点があいまいで議論の余地がある。いくつかの資料によれば、履行の消極的な拒否だけでは刑事法上処罰することはできないとされている⁵²⁾。しかし、司法担当者を含めて、脅迫や暴力によることは本条成立の要件でないとする資料もある⁵³⁾。

もちろん、実際に判決を下す権限を持つのは裁判所であり、被告の暴力によらない判決執行の拒否に対して第157条にもとづく判決を出している裁判所の報告も実際にいくつか見受けられることから、裁判所の見解のほうが学者の見解よりも重要である⁵⁴⁾。従って、最近行われた民事訴訟法の改正の中で出された、単なる履行の拒否でも犯罪となり得ることを明記するようにとの提案は却けられたものの⁵⁵⁾、裁判所の中にはそれにとらわれることなく、独自に157条を適用しているところもあると思われる⁵⁶⁾。

判決に従い一定額の金銭を支払うというような特定の行為を被告に履行させることは困難であるため、裁判所は被告の所有ではあるが他の者によって保管されている資金の取り立てを試みることができる。そのために、民事訴訟法第221条では、裁判所が被告の銀行口座に預けられている資金を凍結すること、およびそれらの資金を判決債権者に振替えることが許されている。この方法は、資金を銀行に、それもたいてい一つの口座に保管することを求める規則に従っている企業その他の組織的な被告に対して最

も有効である。それでもやはり、このような規則は頻繁に破られるため、債権者にとって被告の全ての資金を見つけだすのは困難である⁵⁷⁾。

1991年の民事訴訟法の改正では、凍結および差し押さえの手続きがかなり強化された。1982年の民訴法では当該地域管轄以外の銀行にある資金は凍結できるだけで振替えはできなかったのに対して⁵⁸⁾、1991年の改正法とそれに続いて出された解釈では、そのような振替えを認めていなかった規定は法的に廃止されたことが明らかである⁵⁹⁾。それにもかかわらず、現実にはそうっておらず、一部の地域では、少なくとも資金の振替えの承諾に際して銀行所在地の裁判所による命令を強く要求することが続いているようである⁶⁰⁾。

強制執行に対する被告の抵抗を避けることが可能であるにもかかわらず、銀行預金の凍結や差し押えは多くの障害に直面している。まず、前述したように、訴訟を予期している当事者が自らの資金をいくつかの銀行口座——秘密口座もある——に保管してしまうのを防ぐことは難しい。次に、銀行自体も今やかなり自由競争が取り入れられるようになった制度の下で仕事をしており、顧客の感情を害することは避けたいと思っている。そのため、しばしば銀行は仕事を故意に遅らせたりその他の手段によって、顧客の預金を取り立てる裁判所の努力を妨げようとすることがある。さらに、多くの場合、銀行には債務者に対する未払いの貸付金がある。従って銀行は、禁止されているにもかかわらず、資金を凍結する前に自らの貸付金の返済を確保しようという手段に出ることがある⁶¹⁾。第三に、いくつかの地域の地方政府は、地元の当事者から他所の当事者への資金の強制的な振替えを禁ずる正式の、もしくは非公式の規則を有している⁶²⁾。そのような規則はたてまえとしては違法であるが、地元の銀行は実際はそれに従わなければならない。最後に、銀行は依然として自らの地位に敏感であり、裁判所は郵便局同様、銀行に対しては何の権威も持たぬ官僚にすぎないと見抜いているため、裁判所からの命令には容易に応じない。そしてまた、その

ような認識は必ずしも間違っていないのである。官僚の「機構」〔系統〕の間で協力するという話になったとき本当に重要な規則とは、関係する全ての当事者が共同公布者として署名してある規則のことである⁶³。

以上のような次第で、銀行は時には罰せられることなく裁判所の命令を無視することもあり得る⁶⁴。裁判所が銀行に対して持っていた唯一の武器、すなわち反抗的な銀行員に行政上の拘留を科する権限は1991年の民事訴訟法の改正で実際には取り除かれてしまった⁶⁵。

四 結論

この論文は、全てとはいわないが、裁判所の中には判決や裁定を執行することが困難な裁判所があり、そしてそのことが明らかに法によって賦与されている経済その他の権利の実際的な意義に影響を及ぼしているという命題から始まった。手に入る証拠は、しばしば相反するものの、一定の型を示している。例えば、大型で地元にとっては重要であるが現金は不足しているという、貧困な省の国有企業に対する執行は難しいようである。個人に対する立ち退きの案件は全て難しいようであるが、賃借人が組織体であれば立退かせるにあたっの困難は特でない。

執行難の主要な原因の一つは、法制改革が経済改革に追付けなかったことに端を発している。従来は有効に作用していたものが、もはや以前のようには機能していない。例えば、ほぼ全ての都市居住者が国家に対して責任を負う組織の中で働いていた時には多くの執行を組織内で行うことができた。大部分の被告の収入が賃金の形式をとっていれば、生活費の支払いも賃金から差し引くことができる。一方、賃金債権の差し押えは、差し押えるべき賃金を持たない個人経営者〔个体戸〕に対する執行の手段としては全く効果がないのである。

執行難が明らかに増加していることのもう一つの理由は、裁判所によっ

て審理される事件の性質が変化したことである。離婚訴訟は伝統的に民事訴訟の支柱であった。離婚を認める旨の裁判所の宣告自体には執行の必要はなく、分配されるべき財産の額も少額であった。経済改革の進展とともに、裁判所は、自らが以前にはほとんど要求されなかったことを行うよう求められているのに気づいた。つまり国営企業に対する判決の執行である。しかしそれと同時に、裁判所は依然として、地元の企業を統制しているのと同じ権力によって事実上統制されたままである。さらには、次第に非官僚化されつつある経済において、裁判所は今だに多くの官僚機構の中の一つにすぎず、またそのように理解されているのである。中国の裁判所にも一定の権限が認められているが、コモン・ローにおける裁判所や、それよりは少し弱い、ヨーロッパ大陸法系の裁判所のような強い権限は持っていない。

裁判所の活動が中国の変わりつつある経済の現実とうまく対応していないとすれば、裁判所による効果的な権利の執行を必要とする経済的取引は円滑を欠くものとなるだろう。問われるべきことは、それが重大な問題かどうかということである。証拠によると、これまでのところは、効果的な権利の執行という要因が欠けていても中国の経済発展がそれほどひどく妨げられることはなかったということである⁶⁶。これによって示されるのは、世上一般的に受け入れられている、権利の効果的な保護と経済発展を結びつけた理解が誤りであるのか、それとも中国のシステムは重要な場面では確かにそのような保護を行っているということなのか、そのいずれかである。

答えはいずれともとれるかもしれない。まず第一に、判決の執行に関するニュースは全てが悪いわけではない。一方では、裁判所は今だに自らの意思を強く出せるだけの広範な権限をそれほど多くは持っていない。他方では、裁判所は一部の文献で述べられているような張り子の虎ではないということがはっきりと分かるような状況も多い。第二に、多くのビジネス

は、信頼ある仲介者の存在および長期の関係を要望することを基礎としてなされるものである。そのような状況では、法律的に執行可能な権利はそれほど重要なものでは決してない。裁判所による権利の執行が最も必要とされるのは、見知らぬ者の間で一回限りの取引がなされるような場合である。けれどもそのような取引が経済にとってどの程度重要だろうか。そのような取引の典型的な例にも思える、株式市場での匿名の売買でさえ、売主と買主の反復的な取引に関心を持ち、独自の規制システムを有することもある機関（証券取引所）の中で行われるのである。

要約すれば、中国の裁判所が何を果たし、何を果たしていないかということの現実が、この論文の初めに提示した疑問に適切な答えを与えるにはあまりに複雑すぎるとのことなのである。さらに、この論文は第一に、判決形成に何が関係しているかという問題を研究したものではないこと、従って理論上賦与された権利が実際にはいかに適切に執行されるのかという点に関する完璧な説明にはなり得ていないことを認識することが重要である。

しかしながら、ある意味では、答えの曖昧さや矛盾が我々に何かを伝えてくれる。裁判所は、制度的な基盤のある権限——つまり、自らが裁判所であるという事実だけを根拠とする権限をそれほど多く有しているようには思われない。他方、裁判所は例えば、要員の社会的、政治的地位といった他の理由によって権限を持つことがある。裁判所の職員人事の改革は長い間約束されながら先延ばしになっているが、それは裁判所の真の制度化の鍵となるかもしれない。但し、そのためには裁判所の財政管理の方法についての改革——約束されたことのない改革——が不可欠である。

より広い見地からすれば、この執行可能性に関する研究は、中央政府が地方においても自らの命令に効力を持たせようとする場合に深刻な問題に直面するという多くの識者の印象を、制度の細部にわたる微妙なレベルにおいて立証している。インタビュー資料と刊行資料はどれも、執行問題の

大部分が、自らに都合がよければ中央政府の規制や命令を簡単に無視しようという地方政府の意図と能力から生じていることを明らかにするものばかりである。中央の指導者たちがその問題にすぐに気づくとしても、彼ら是一部の事件については何もすることができないと思われる。この場合、裁判所の窮状はそのようなより大きな問題の表れであっても原因ではないのである。^{訳注(2)}

注

* 米中学術交流協会、米中法学教育交換協会およびワシントン大学ロースクールからの資金と時間の提供によってこの論文の基礎になる調査が可能になったことに対し、感謝の意を表したい。匿名にすることを約束して中国でインタビューした裁判所職員、学者、弁護士その他の方々についてはその職業のみを注に示す。

- (1) 劉涌「談談審判分離の必要性」(『法制建設』1984年第3期)46頁での引用。
- (2) 鄭天翔「最高人民法院工作報告」(『最高人民法院公報』1988年6月20日、第2期——以後「最高人民法院活動報告1988」と表す)8頁。
- (3) しかし、後に示されるように、執行されなかったり執行することができない裁判所の判決でさえもかなり現実的な決着をみることがあるいくつかの興味深い方法がある。
- (4) 裁判所の判断の形成に入りこんでくる様々な要因の詳細については、Phyllis L. Chang, "Deciding disputes: factors that guide Chinese courts in the adjudication of rural responsibility contract disputes," *Law and Contemporary Problems*, Vol. 52, Nos. 2 & 3 (Spring & Summer 1989), pp. 101-142 および、Donald C. Clarke, "What's law got to do with it? Legal institutions and economic reform in China," *UCLA Pacific Basin Law Journal*, Vol. 10, No. 1 (Fall 1991), pp. 58-64 を参照。
- (5) 筆者はこれに関して、Donald C. Clarke, "The Law, the state and economic reform," in Gordon White (ed.), *The Chinese State in the Era of Economic Reform: The Road to Crisis* (London: Macmillan, 1991), pp. 190-211 においてより十分な議論をしている。
- (6) 後にみるように、その命令に従うか否かは全く別の問題である。
- (7) 例えば、Douglass C. North and Robert Paul Thomas, *The Rise of the Western World* (Cambridge University Press, 1973); Douglass C. North, *Institutions, Institutional Change, and Economic Performance* (Cambridge: Cambridge University Press, 1990) を参照。
- (8) 例えば、奉英傑「談談我們法院的執行工作」(『人民司法工作』1957年第3期)20頁(裁判所は言うだけで動かないという苦情が報告されている)を参照。
- (9) 鄭天翔による1987年の活動報告ではこの問題に関してたった13文字(「一部の判決および裁定が執行されなかった」という意味で)しか割当てられなかった——翌年には三つの長い段落が充てられ、そこで彼はこの問題を「経済裁判で最も顕著な問題」と呼んでいることからすれば大変な違いである。——鄭天翔「最高人民法院工作報告」(『最高人民法院公報』

- 1987年6月6日, 第2期) 12頁; 同「最高人民法院活動報告1988」8頁を参照。
- (10) 同上。おそらくサンプルは被告に対して何らかの行為を要求した判決から構成されており, どちらが勝訴したかを問わない全ての判決を対象としたものではないと思われるが, 鄭氏はそのようには述べていないため, 我々にも確かなことは分からない。
- (11) 顧連璜・朱仲明「強化執行工作, 維護法律尊嚴」(『人民司法』1989年第4期) 3頁。筆者たちはこの数字の出所を明らかにしていない。
- (12) 錢永昌「論審執分離, 執行分流」(『法制建設』1990年第1期) 16頁。
- (13) 学者へのインタビューL (1992年); 裁判所でのインタビューF (1992年)。1982年の民事訴訟法では「調停を重んじる」ことが正式に要求されていたが, 1991年の改正で削除された。
- (14) 「瀋陽法院認真解決「執行難」」(『法制週報』1990年10月9日) 1頁。
- (15) 「此案該定何罪?」(『政法論叢』1992年第1期) 17頁。
- (16) この問題については, Donald C. Clarke, "Dispute resolution in China," *Journal of Chinese Law*, Vol. 15, No. 2 (Fall 1991), pp. 286-88 で, より詳しく論じている。
- (17) 費德平「經濟審判執行工作淺論」(『法学評論』1986年第1期) 64頁。
- (18) 「深圳經濟特區審判實踐」(北京, 人民法院出版社, 1990年) 138頁。
- (19) 中国の裁判所には基層, 中級, 高級(省レベル), 最高という4つの級がある。執行廷は基層および中級で最も必要とされるが, それはその級がほぼ全ての事件について第一審管轄権を有しており, 上訴するか否かにかかわらず判決の執行を担当しているからである。
- (20) 筆者が「執行部」の代わりに「執行廷」という, 平行的ではあるが違和感を覚える響きを持つ呼称を用いているのは, このような官僚制上の同一性のためである。
- (21) 北京市中級人民法院執行廷「為執行工作的良性循環改進我們的工作」(『第二次全国省會城市中級人民法院執行工作研討會會議材料』1992年6月——以後, 『會議資料』と表す) 2頁。西安市中級人民法院執行廷「淺談執行工作的地位和作用」(『會議資料』) 4-5頁。ある裁判所の話によれば, 執行廷の延長は他の廷の延長と異なっており, 裁判委員会, つまり裁判所における集団指導の組織には加わっていないことがよくある。さらにいうと, 執行廷は車を利用できる機会から最も遠くにいることも明らかである。執行廷の職員たちは自転車を利用しなければならない。同上6頁参照。
- (22) 同上4-5頁。
- (23) 弁護士へのインタビューR (1992年)。同様の指摘は, 弁護士へのインタビューX (1992年), 学者へのインタビューM (1992年), 学者へのインタビューC (1992年) でもなされている。
- (24) 例を挙げるとしてもここに並べきれないほど多い。大概のものについては, Clarke, "Dispute resolution in China," pp. 67-69 を参照。
- (25) 1991年の民事訴訟法第210条によると, 被執行者または執行される財産が裁判所の地域管轄外にあるとき, 裁判所は関係する地域の裁判所に執行を委託することができる。これは, 必ずそのようにしなければならないというのではなく, その裁判所の職員を執行のために派遣する選択権を保有しているということである。
- (26) 陳有西・薛春宝「造成法院執行難的三大基本因素」(『浙江法制報』1990年8月16日) 3頁。
- (27) 唐德華編『民事審判若干理論與實踐問題』(長春, 吉林人民出版社, 1991年) 391頁。

- (28) 「当前經濟案件為何執行難?」(『上海法制報』1989年10月2日) 1頁。
- (29) 陳世彬「大悟縣法院堅持地方保護主義, 延三年拒不協助執行外地判決」(『法制日報』1988年6月4日) 1頁。
- (30) 劉建・穆小遷「執行中的五大難題——廣東省經濟糾紛案件調查之三」(『法制日報』1988年4月19日) 3頁。
- (31) 弁護士へのインタビューR (1992年), 裁判所でのインタビューK (1992年)。
- (32) 司法界の一部でもこのような趣旨の提案がなされている。例として, 成都市中級人民法院「抵制和克服地方保護主義的探討」(『會議資料』) 13頁を参照。
- (33) 詳しくは, 最高人民法院人事庁「改革幹部体制, 加強管理工作, 保証人民法院依法獨立審判」(『人民司法』1990年第9期) 16-17頁。
- (34) 1988年1月20日の最高人民法院「關於在審理經濟糾紛案件中認真办好外地法院委托事項的通知」孫常立「執行工作手冊」(北京, 人民法院出版社, 1988年) 265-66頁。
- (35) 例えば, 「湘鄂六十四家法院聯手攻破異地執行難關見效」(『法制日報』1991年7月24日) 1頁(揚子江周辺のいくつかの都市の裁判所間での相互執行協定について報告している) を参照。
- (36) 薛春宝「对当前法院判決或裁定的經濟案件執行問題的剖析」(『浙江法学』1989年第2期) 25頁。他の資料も非常に大まかではあるがこの数字を裏付けている。
- (37) 弁護士へのインタビューH (1992年), 学者へのインタビューG (1992年)。
- (38) 弁護士へのインタビューO (1992年), 弁護士へのインタビューH (1992年), 学者へのインタビューJ (1992年), 広州市中級人民法院執行庭「充分發揮執行工作的職能作用, 更好地為社会安定和經濟發展服務」(『會議資料』) 4頁。筆者はこの政策の制定法上の根拠を知らない。
- (39) 弁護士へのインタビューA (1992年) (「通常は, 生産手段については執行せず, 流動資本については執行する」)。これは明らかに, 制定法上の根拠がない「慣習法的な」準則である。
- (40) 深圳中級人民法院院長=王常營「正確運用審判經濟案件的強制措施」(『深圳法制報』1990年7月23日) 7頁。これは, コモンローシステムの裁判所が判決を言渡したり執行するときには現実面での結論を全く考慮に入れないということを示唆するものではない。異なる点は——それが重要なのだが——中国の裁判所がそうすることを強く命じられているのに対して, コモンローシステムの裁判所はそうしていることを決して認めてはならないということである。正義付与命令の文言も中国の法システムにおいては金言にはならないのである。
- (41) ある事件において裁判所がある企業に対する自らの判決の執行を拒否したような場合は, まさにこのような理由によるものである。(「郷鎮政府の指導者たちは自らを死に追いやられるようなことには賛成しない。我々は, 經濟發展にとって何が有利かという見地から問題を考えなければならない。」張亦平「經濟審判中地方保護主義問題的思考」(『深圳法制報』1990年11月14日) 3頁を参照。
- (42) 南寧市中級人民法院「關於開展案件執行會戰的一些作法和体会」(『會議資料』) 13頁。
- (43) 学者へのインタビューG (1992年)。
- (44) 「法院要保留被執行人的生活費用嗎?」(『上海法制報』1989年12月18日) 7頁。このわずかな免除を, 例えばフロリダの破産法による免除と比較してみるとよい。そこでは特に, 全

- ての賃金と債務者個人の住宅がその価格にかかわらず差し押えを免除される。ある破産裁判官が文句を言ったように、「この州ではタージマハルを隠すこともできるだろうし、そのことについては誰もどうすることもできない」のである。Larry Rohter, "Rich debtors finding shelter under a populist Florida law," *New York Times*, 25 July 1993, p. 1.
- 45 住宅関係の事件一般については、福州市鼓楼区法院「対執行收房案件若干問題的探討」(『會議資料』)を参照。
- 46 成城・劉家興・程延陵「關於我国民事執行中的几个問題」(『法学研究』1982年第1期)43頁。
- 47 この政策が「人民内部の矛盾」と考えられる事件だけに適用されるのは明らかであることから、政治的な反対者とその家族に関する事件では適用されないこともある。1970年代終わりと80年代の終わりに人権活動を行ったことにより投獄された任曉町の夫人と娘の例では、ある午後家に帰ってくると、自分たちのアパートのドアが、中に全ての家財を入れたまま、釘で打ち付けられていた。Sheryl WuDunn, "Wife of jailed China dissident is left homeless by eviction," *New York Times*, 19 April 1992, p. A7.
- 48 同上, "Housing cases," p. 11. 問題の項では、裁判所がそうする「必要がある」と考える場合はどのような理由においても執行を中止することが許されている。
- 49 1982年の民事訴訟法第77条および164条を参照。このような解釈は「対執行人的這種行為該怎么办?」(編集者への書簡)(『人民司法』1990年第4期)48頁でも支持されている。
- 50 程延陵・楊榮新・劉家興・趙慧芬・唐德華・成城編『民事訴訟法執行問題探討』(北京, 法律出版社, 1985年)231頁。
- 51 学者へのインタビューS(1992年), 弁護士へのインタビューR(1992年)。
- 52 学者へのインタビューS(1992年), 李俊傑「論拒不執行判決罪的犯罪構成」(『河北法学』1992年第1期)32-34頁, 常怡「強制執行理論と実務」(重慶, 重慶出版社, 1990年——以後, 常怡「強制執行」と表す)27頁(このような制限を弱点としてみている)。
- 53 裁判所でのインタビューF(1992年), 裁判所でのインタビューE(1992年), 王衛「拒不執行人民法院判決裁定罪及其審理程序的探討」(『人民司法』1990年第10期)16頁(暴力や脅迫を必要要件というよりは悪質な情由としてみている)。
- 54 例えば「王占淑被拘留罰款」(『北京法制報』1990年5月23日)1頁を参照。
- 55 学者へのインタビューP(1992年)。
- 56 紙面に限りがあるため、この場合は誰が犯罪の訴追をすると考えられるかという興味をそそる問題について、ここで議論することはできない。
- 57 樊義新・彭英傑・史和平「対当前審理經濟糾紛案件有關查封, 凍結, 扣劃款項的調查与探討」(『河北法学』1992年第1期)26頁。
- 58 1983年12月28日の最高人民法院・中国人民銀行「關於查詢, 凍結和扣劃企業事業單位, 機關, 团体的銀行存款的聯合通知」(以後, 「預金凍結に関する聯合通知」と表す)——孫常立主編『執行工作手冊』(北京, 人民法院出版社, 1988年)695—97頁。
- 59 裁判所でのインタビューF(1992年), 最高人民法院「關於使用《中華人民共和國民事訴訟法》若干問題的意見」80条(『最高人民法院公報』1992年9月20日第3期)91頁。
- 60 裁判所でのインタビューU(1992年)。

- 61 「預金凍結に関する聯合通知」。
- 62 裁判所でのインタビューE(1992年)。
- 63 例えば, 1980年11月22日の中国人民銀行・最高人民検察院・公安部・司法部による「關於查詢, 停止支付和沒收个人在銀行的存款以及存款人死亡后的存款過戶或支付手續的聯合通知」(孫常立『執行工作手冊』)686-89頁を参照。
- 64 潘定衡・羅世尧(長沙中級人民法院)「淺談執行環境」(『會議資料』)6頁を参照。
- 65 1982年の民事訴訟法第77条(民事訴訟において裁判所に協力する義務を負う者がそうしなかった場合, 拘留に処したり刑事責任を追及することを認める)と1991年の民事訴訟法第103条(裁判所に協力することを拒否した銀行職員に罰金を科することだけを認める)を比較してみるとよい。筆者がインタビューしたある高級人民法院の職員によると, このような裁判所の権限の弱化は, 裁判所による銀行職員の締め付けが可能になることを望まない人民銀行が, 民事訴訟法改正の過程で強力な働き掛けを行った結果であるという。——裁判所でのインタビューB(1992年)。
- 66 もちろん, 我々には本当のところは決して分からないだろう。中国の経済はそうに効率的な執行がなされていたほうがさらに速く発展していたかもしれないのだから。
- 訳注(1) 1997年に改正された新刑法277条では「暴力もしくは脅迫によって国家機関の工作要員の法による職務執行を妨害した者は, 3年以下の懲役, 拘役, 管制または罰金に処する」となっており, 旧刑法にあった「人民法院のすでに法的効力の生じた判決もしくは裁定の執行を拒んだ者」との文言は削除されている。
- 訳注(2) D. クラーク教授にはさらに次のような大部の論文がある。Power and Politics in the Chinese Court System: The Enforcement of Civil Judgement, *Columbia Journal of Asian Law*, Vol. 10, 1996, PP. 1-125. この論文は訳出した本論文をさらに豊富な資料によって肉付けしたものであり, 併せ読まれることを希望する。

中国の経済発展と法 叢書25号

1998年3月31日 発行

定価7,000円

編集者 小 口 彦 太

発行者 早稲田大学比較法研究所
所 長 大 須 賀 明

発行所 早稲田大学比較法研究所
169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1
電 話 (3203) 4 1 4 1 代表

印刷所 株式会社 ワセダ・ユー・ビー
169-0051 東京都新宿区西早稲田1-1-7